

第 3 2 号議案

東大和市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 1 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市税条例等の一部を改正する条例

(東大和市税条例の一部改正)

第1条 東大和市税条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第31条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成3年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

付則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15

条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

付則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

付則第10条の3の次に次の1条を加える。

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月3

1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び令和2年度分の固定資産税については、第59条の2の3の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の^{あん}按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の2第3項の規定により^{あん}按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の^{あん}按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等

の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

付則第 11 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

付則第 11 条の 2 の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

付則第 12 条の前の見出し及び同条、付則第 12 条の 2 並びに付則第 13 条（見出しを含む。）中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

付則第 13 条の 2 第 3 項の表以外の部分中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同項の表第 1 項中表以外の部分の項中「第 4 号」を「第 5 号」に、「本条」を「この条」に改める。

付則第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

付則第 15 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 16 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア（イ）	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア（ウ） a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア（ウ） b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

付則第 16 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア（イ）	3,900 円	2,000 円
-----------	---------	---------

第2号ア（ウ）a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第16条第7項を同条第4項とする。

付則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

付則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第18条の6第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

付則第18条の7中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

付則第18条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

付則第18条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

付則第18条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

付則第18条の11（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

付則第19条の前の見出し及び同条、付則第20条から付則第22条まで、付則第22条の2（見出しを含む。）、付則第22条の4並びに付則第22条の5中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第22条の8中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26

項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

付則第22条の9及び付則第23条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第2条 東大和市税条例の一部を次のように改正する。

第33条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第33条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第33条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第33条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第33条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第15条の3に次の3項を加える。

2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同

条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第15条の5の規定により読み替えられた第69条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第15条の3を付則第15条の3の2とし、付則第15条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第68条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第15条の7に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第69条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

付則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、

同条に次の３項を加える。

- ２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第７０条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

- ３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第７０条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

- ４ 法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第７０条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第16条の2の見出し並びに同条第1項、第2項及び第3項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

第3条 東大和市税条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（東大和市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 東大和市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 東大和市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中東大和市税条例付則第15条の2の次に5条を加える改正規定（同条例付則第15条の4に係る部分に限る。）を次のように改める。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第15条の4 当分の間、第69条の2の規定にかかわらず、都が法第148条第

2 項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、第 6 9 条の 8 の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

第 1 条中東大和市税条例付則第 1 5 条の 2 の次に 5 条を加える改正規定（同条例付則第 1 5 条の 7 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例付則第 1 6 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」を「平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 3 0 条第 1 項」を「法附則第 3 0 条」に、「平成 3 1 年度分」を「当該軽自動車が最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第 1 条及び附則第 2 条中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改める。

附則第 3 条第 1 項中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

第 6 条 東大和市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、東大和市税条例第 4 3 条第 1 項の改正規定中「及び第 1 1 項」を「、第 1 1 項及び第 1 3 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 1 0 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 1 2 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 1 2 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

1 3 第 1 0 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 7 5 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した

施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改

め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中東大和市税条例第33条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第33条の3の2、第33条の3の3及び第33条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条中東大和市税条例第21条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第31条の7並びに付則第7条の4及び付則第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第31条の7第1項及び付則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
付則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又

		は法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したものに 限る。）
	送付	送付又は東大和市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることと される同条例第 1 条の規定による改正前の東大和市税条例付則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例付則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年 6 月 1 日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 3 3 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成 3 1 年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2 年新条例第 3 3 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき東大和市税条例第 3 3 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 3 3 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第33条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第33条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例第21条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第9条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。